

原発問題に向き合い、就農および六次産業化に取り組む 福島県の障がい者施設

～社会福祉法人こころんにおける取り組み～

調査研究部 濱田 健司

はじめに

社会福祉法人こころん（以下、法人とする）は福島県西白河郡泉崎村にあり、背面は山、前面には水田が広がるのどかな地域にある。2011年3月11日の東日本大震災の大きな揺れは福島県の浜通り¹だけではなく、ここ中通りにも伝わった。法人内においても書類が散乱したり、什器が落ち破損するなどの被害を受けた。福島第一原発は地震および津波の影響を受け、外部電源がストップした。原子炉はメルtdownし、次々に水素爆発を起こした。高濃度の放射性物質が風と地形の影響により、福島市などのある北西方向へ北上し、その後、新幹線や高速道路の通る郡山市などのある中通りを南下した。法人は郡山市よりさらに南の地域にあるが、森林や農地は放射性物質の影響を受けることとなった。

法人は農業生産に取り組み、生産したものを加工し、自営の直売所を開設し販売まで行っている。直売所では法人が生産した農産物や加工食品だけでなく、地域の農家が生産した農産物や地域の食品会社が製造する味噌・醤油・酒・菓子等の商品も販売している。本報告では就農、六次産業化、地域連携に取り組む、精神障がい者の生活や就労を支援する社会福祉法人こころんの取り組みについて報告する。

1. 社会福祉法人の概要

(1) 地域概要

法人本部のある泉崎村は、福島県南部の東京から200kmの地域で白河丘陵と須賀川盆地との間に位置し、年平均11～12℃で内陸部にありながら、福島県内では比較的温暖な地域で、県内では少雨地帯に属している。人口6,601人（2013年4月1日現在）の小さな村ではあるが、国道4号線や高速道路も整備され、交通の便は良い。基幹産業は農業でコメを中心に畜産や野菜なども生産しているが、年々高齢化がすすみ、耕作放棄地が増えている。



出典：泉崎村ホームページより

1 福島県は県内を三つの地域に分け、太平洋側を浜通り（いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡）、脊梁山脈側を会津（会津若松市、郡山市（湖南町）、喜多方市、岩瀬郡天栄村（大字田良尾・羽鳥・湯本）、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡）、その中間を中通り（福島市、郡山市（湖南町を除く）、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡、岩瀬郡（会津の区域を除く）、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡）という。

(2) 法人概要

法人は2002年に「NPO法人こころネットワーク県南」として設立、2005年に名称を「NPO法人こころん」に変更した。2011年4月に社会福祉法人の認可を取得し、「社会福祉法人こころん」となった。

<沿革>

2002年	「NPO法人こころネットワーク県南」
2004年	「生活支援センターこころん」開設
2005年5月	「NPO法人こころん」へ改名
8月	地域移行促進事業
2006年4月	グループホーム「あけぼの荘」 (病院より譲渡)
10月	直売所・カフェ「こころや」開設 就労移行支援事業へ移行 就労継続支援事業B型へ移行 地域活動支援センターI型へ移行
2007年10月	移動販売開始
12月	にこにこ屋へ週1回出店
2011年4月	NPO法人から 「社会福祉法人こころん」へ
5月	「こころん工房」開設
2012年4月	就労継続支援事業A型開設

2004年に「生活支援センターこころん」(以下、センターとする)、2006年に農産物直売所・カフェ(併設)「こころや」を開設した。

センターが障がい者の生活や相談などの支援を行う事業、「こころや」は主に就労支援にかかる事業を行っている。

「こころや」は2007年に福島県商工労働部より、県の地場産業戦略支援事業の地産地消をすすめる「ふるさと恵みの店」に認定され、「こころん工房」が製造したパウンドケーキが2012年度第14回授産施設新製品(商品)開発コンクールにおいて福島民報社賞を受賞している。また2013年度同コンクールでは「こころんファーム」で生産されたカボチャと卵(後述の「海源卵」)を材料にして作られた「か



法人本部



福島民報社賞の「パウンドケーキ」

ぼちゃプリン」が金賞を受賞した。

(3) 事業概要

法人は地域活動支援事業、指定特定・一般相談事業、就労支援事業、共同生活介護／共同生活援助事業、居宅介護等事業の5つの事業を実施している。地域活動支援事業では精神障がい者の生活や就労にかかる相談および創作的活動または生産活動の機会を提供し、指定特定・一般相談事業では障がい者の支援計画等にかかるケアマネジメント、就労支援事業では就労にかかる訓練と一般就労への定着支援を行っている。共同生活介護／共同生活援助事業では障がい者の住まいを提供し、居宅介護等事業では在宅の障がい者の生活や身体介護の支援を行っている。法人は地域における精神障がい者の生活および就労への全般的な支援に取り組んでいる。

直売所は国道4号線に近く、本部は直売所から車で数分のところにある。

売上の内訳は大きく福祉事業活動、就労支

授事業活動などに分かれる。福祉事業活動は障害者自立支援制度²にかかる生活支援と就労支援事業の報酬・利用料と寄付金等で約1.35億円、就労支援事業活動は「こころや」や養鶏等の売上で約5,000万円である。「こころや」の売上は約2,900万円にもなっている。

就労支援事業にかかる利用者(本稿の利用者は法人の実施するサービスを利用する障がい者)への平均賃金は月額2万円を超え、最高で12.7万円支払っている。就労継続支援事業A型³については県の最低賃金664円を支払っている。

職員は常勤17名、パート19名で、男性：女性＝3：7、20代、30代、40代、50代、60代がおり、30代と50代が中心となっている。

法人の全実施事業の利用者は130～150名、平均年齢約40歳、男性：女性＝6：4、村内

・白河市・須賀川市などから通っている。利用者の通勤手段は、本人による自家用車通勤が8名、法人による送迎が16名、家族による送迎が5名、その他は自転車や電車を利用し自力通勤している。利用者は病院や行政からの紹介、そして地域の他の福祉関係機関からの紹介で法人を利用するようになることが多い。

法人の就労支援事業によって利用者は、2009年度には7名、2011年には8名が就職したが、農業分野においてはうち2名が養鶏(鶏卵生産)農家、1名がナス作農家で雇用された。だが養鶏農家のリタイアにともない(詳細は後述)法人が事業を引き継ぐことになった。現在は名称「こころん矢部農場」として就労継続支援事業A型として運営し、利用者3名が就労している。

表1 社会福祉法人こころんの実施事業

事業	名称	場所	備考
地域活動支援	地域活動支援センター I	生活支援センター (泉崎村)	相談支援事業も実施 協力医療機関：矢吹医院 職員6名
指定特定・一般相談支援	計画相談支援 (特定相談支援) (一般相談支援)	生活支援センター (泉崎村)	職員2名
就労支援	就労移行支援	こころや (泉崎村) こころんファーム (泉崎村) わくわくセンター (泉崎村)	施設外就労も実施 定員10名、登録者18名
	就労継続支援事業A型	こころん矢部農場 (泉崎村) こころん工房 (泉崎村)	養鶏 菓子 定員10名、登録者3名
	就労継続支援事業B型	こころや (泉崎村) なごみの家 (白河市) こころんファーム (泉崎村) わくわくセンター (泉崎村)	施設外就労も実施 定員20名 (うちなごみの家が10名)
共同生活援助／ 共同生活介護	あけぼの荘	矢吹町	定員16名 家賃22,000円、光熱費7,000円、 食費12,000円
	こころんハウス 1	泉崎村	定員6名
	こころんハウス 2	泉崎村	定員6名
居宅介護等	こころんヘルパーステーション	泉崎村	

2 障害者自立支援法は2013年4月1日より「障害者総合支援法」に移行。障害者の定義に難病等を追加し、2014年4月1日からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施される。

3 障害者自立支援法に位置づけられた事業。企業に雇用されることが困難であって、雇用契約にもとづく就労が可能である障がい者に対し、雇用契約の締結による就労(障害者自立支援法の他の事業では雇用契約を結ぶ必要はない)や生産活動の機会の提供を行うもの。またこの事業では障害者雇用調整金・報奨金や障害者試行雇用奨励金(トライアル雇用奨励金)などの各種助成金を受けることができる。

2. 農業についての取組み

本節では、原発事故前の取組みを含め報告する。

法人はこれまで農業生産については営農ボランティア、施設外就労訓練、施設内就労訓練という第一次産業にかかる取組みを行ってきた。また第二次産業として生産した農産物や購入した農産物の加工、さらに第三次産業として農産物および加工食品にかかる移動販売、地域直売所での販売、自営直売所での販売・カフェを行ってきた。

まず農業にかかる第一次産業の取組みについて概観する。

(1) 営農ボランティア（現在は休止）

約10aの休耕田で水稻栽培を行う「里山再生プロジェクト」があり、法人の利用者が田植え・稲刈りなどのボランティアとして参加するというものである。地域の農業法人および酒蔵と連携したイベントである。

生産された米は、地元酒蔵が昔ながらの製法によって添加物を一切含まない純米料理酒等に加工し、直売所「こころや」において地産地消の商品として販売されている。

(2) 施設外就労訓練

1) ジャガイモ生産（現在は一部休止）

10aほどの畑を地域の農家より借り入れ、ジャガイモの生産を行っている。技術指導は借入先の農家が行い、施設職員が調整や相談を行っている。収穫にあたっては施設を利用している障がい者のレクリエーションを兼ね、利用者全員が参加し700kgほどを収穫する。ジャガイモは惣菜などの製造を行う加工施設である「なごみの家」⁴（就労継続支援

事業B型⁵、利用者12～13名が従事している事業所）のコロッケ等の材料に利用している。なお、地代として収穫物の一部を農家へ渡している。

ジャガイモのほか、加工製品を増やすために法人の事業として農地を借り入れ、大豆・シイタケ等の生産にも試行的に取り組んでいる。

大豆は味噌醸造会社に委託して、法人のオリジナル味噌「峠味噌」として加工してもらい、「こころや」で販売されている。シイタケ生産は放射性セシウムの移行率が高く現在は中止している。



ジャガイモ作付風景

2) トマト・キノコ生産（現在は一部休止）

トマトやキノコ等を生産する地域の農業生産法人が利用者を4名程度受け入れ、利用者は週3日さまざまな補助的な作業を行っている。技術指導は農業生産法人が行い、法人の職員が調整や相談を行っている。法人と農業生産法人が契約を結び、時給として400円程度を支払う。主に就労支援事業の施設外就労訓練として取り組んでいる。

トマト農家への就労は休止しているが、キノコ等を生産している農業生産法人では現在も施設外就労として利用者3名が働いている。

4 「なごみの家」では食品加工のほか、ポストイットの加工や清掃などの作業も行っている。

5 障害者自立支援法に位置づけられた事業。通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うもの。

(3) 施設内就労訓練（事業の移行）

かつては地域の養鶏農家が利用者を1、2名受け入れ、利用者は給餌・収卵・卵選別にかかる作業を行った。技術指導は農家が行い、法人の職員が調整や相談を行った。農家は法人と契約を結び、時給として650円を支払った。しかし、農家が高齢となり、後継者がいないことから、法人が養鶏を引き継ぐこととなった。

現在は、就労継続支援A型事業として2、3名の職員と利用者3名が働いている。約2,000羽を飼い、卵を通信販売や直売所で販売している。作業は職員の作業補助を行うなど、全般にわたっている。月額賃金は最高で約11万円、平均賃金で約8万円を支払っている。

特色として、遺伝子組み換えでないトウモロコシを主体に魚粉、貝殻、米糠等の飼料を使用し、卵を生産している。この卵（商品名「海源卵」）の「こころや」での販売価格は10玉で210（白・MS）～400（赤・2L）円と高価にもかかわらず、直接注文しないと入手が困難になっている。

(4) 原発事故後

農業を本格的に始めたのは原発事故の1年前からであるが、今後の施設内就労訓練に備え、現在はすべての作物生産を無農薬有機栽培に切り換え、放射線量に配慮しながら50種類ほどの野菜の試験生産をしている。また財

団法人畜産環境整備機構・畜産環境技術研究所の「家畜排せつ堆肥活用による地力回復等技術開発普及事業」にもとづく栽培管理に取り組んでいる（詳細は後述）。

3. 六次産業化への取り組み

次に第二次産業である加工、第三次産業である販売について概観する。

(1) 第二次産業

生産した農産物（現在は卵やジャガイモ）や購入した農産物を加工し、コロッケ、餅、漬物、惣菜、お菓子、ケーキ、弁当等の製造を行っている。食品加工を行う「なごみの家」のほか、2011年5月には「センター」の隣に新たな食品加工所「こころん工房」（就労継続支援事業A型の利用者3名ほか他の就労支援事業の利用者数名が従事）を開所させた。従来、「こころや」のカフェ部門が担当していたお菓子作りを「こころん工房」にて引き継いだ。

また、アミタホールディングス株式会社の関連会社「森林ノ牧場」と共同で、牛乳を活用した商品開発と製造を行っている。2012年に牧場のジャージーミルクを利用した生マッシュマロ（ギモーヴ）を開発した（間もなく発売予定）。また、そのミルクを利用し那須どうぶつ王国の特産品として「カピバラスク」が今季より発売されている。製造は主として「こ



養鶏風景



「こころん工房」

ころん工房」で商品の開発・販売は主に「森林ノ牧場」が行っている。

(2) 第三次産業

販売については移動販売、地域直売所への出店、自営直売所「ころや」での販売を行っている。

1) 移動販売

移動販売は軽トラックで週2回、白河市、泉崎村の自治体事務所、高齢化のすすむニュータウン、避難者の居住する仮設住宅などを回っている。足の不自由な高齢者や避難者の方から好評を得ている。



移動販売風景

2) 地域直売所への出店

2007年より市の助成を受け白河市のシャッター商店街の空き店舗を利用したチャレンジショップ「にこにこ屋」へ週1回出店している（法人が運営）。毎週木曜日、11時から15時頃まで営業され、地域農家の農産物や加工品なども販売されている。買物客は地域の高齢者などリピーターも多い。店内にはテーブルも設置され、ボランティアスタッフの手作りおやつなどが用意されるなど、利用者と買物客、客同士の交流の機会にもなっている。

このほか外販サービスとして数名の障がい者等が台車を押して地元をまわり、販売を行っている。



「にこにこ屋」販売風景

3) 自営の直売所・カフェ「ころや」

「ころや」（店舗面積：70坪）は、単に「ころんファーム」や「なごみの家」が生産した物を販売する直売所ではなく、地域の農家等が出荷してきた農産物や農産加工品等を販売したり、農家への利用者の就労訓練を結びつけるきっかけとなっている。

「ころや」の土地は借り、1,400万円ほどの建築費で新規に建設した。

直売所に出荷している生産者と業者は200人程度で、そのうち170人ほどが農家である。施設外就労訓練先の農家や農業生産法人も出荷している。

「ころや」の月の売上高は400～500万円（震災前は450～550万円）にも上っている。売上の約半分は農家等の農産物などの委託販売分である（販売価格の15%が手数料収入となる）。残りが、加工品販売、カフェの売上となっている。

「ころや」には1日170人程度の来客がある。

開業からこだわりや特色のある農産物の出品を心掛け、出店農家等にもそのようをお願いしてきた。販売している主な農産物は、高糖度のトマト、有機質肥料を施用した完熟イチゴ、リンゴ等で、カフェでもこうした食材を利用しランチやスイーツとして提供している。

就労継続支援事業B型、就労移行支援事業⁶の利用者15名程度が就労訓練し、職員も常勤



直売所ころや①「外観」



直売所ころや②「全体像」



直売所ころや③「レジ」

4人、非常勤1人が勤務している。利用者の時給は300～644円で人事考課も導入され能力に合わせて支払っており、能力向上に合わせて昇給も可能となっている。

作業は利用者の特性に対応また訓練のために、商品の集荷業務、補充、レジ対応など多様な作業に従事できるようにしている。

4) その他の作業

第二・三次産業部門の作業として、工場の下請け作業や清掃業務を行い、時給300円程度の賃金を支払っている。

(3) 六次産業化について

六次産業化⁷は第一次産業×第二次産業×第三次産業という意味であり、農業生産だけでなく、加工やサービス業を行い、付加価値を高めることを目的とするものである。

そのメリットは①高付加価値な商品生産、②中間流通コストの低減、③経営リスクの分散、④多様な収益構造の構築、⑤早い情報・商品対応、⑥価格決定、⑦販売先の確保などが考えられる。

法人でも直売所を有することでそうしたメリットを発揮しているといえる。

六次産業化への取り組みは、障がい者にとっては、第一次産業だけでなく、第二次産業、第三次産業にも従事することができるようになっており、⑧通年の作業確保、⑨さまざまな就労訓練の機会確保、⑩より高い賃金支払いの実現に結びついている。

また地域にとっては、⑪個別農家の新たな販売先の創出、⑫食品会社の新たな商品開発

6 障害者自立支援法に位置づけられた事業。就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。

7 農林水産省は雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の六次産業化を推進している。「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が2012年12月3日に公布されている。

や⑬新たな販売先の創出、⑭高齢者等の集う場づくり、⑮地域連携の機会創出などにも繋がっている。

直売所を運営する取組みは、法人、障がい者、地域（農家、食品会社、高齢者等）のそれぞれにとって多様なメリットを生み出す機会になっている。

障がい者施設が農業生産や加工などを行う事例はあるが、これほどの規模の直売所を自主運営し、かつ障がい者への高い賃金支払いの実現、通年作業の創出、そして地域の農家や食品会社の新たな商品開発や販売ルートの確保に繋がっている例はまれであろう。障がい者施設が地域の重要な経済そしてコミュニティの拠点となっているのである。

4. 原発問題に揺れる

法人は西郷村の（西郷村では放射線量がかなり高く農業ができなくなった）元有機農家A氏を迎え入れ雇用し、法人本拠地のある泉崎村において農業への取組みを再始動しようとしている。

法人は福島県の中通りの南部に位置するが、農地および林地では放射性物質が今も検出されている。福島県の調査によれば（2013年1月16日～2月15日）、町内の野菜、果物、山菜、そしてシイタケおよびタケノコは「一般食品」⁸の基準100ベクレルを下回っている。

表2 泉崎村農作物放射線量測定結果

平成25年1月16日～2月15日

(単位:ベクレル/kg)

区分	検体名	採取地	採取年月日	放射性セシウム		セシウム合計 (Cs134+Cs137)
				セシウム134	セシウム137	
野菜	いもがら	北平山字 寺 後	平成24年12月2日	6.36	0.00	6.36
	いもがら	泉 崎 字 下 宿	平成25年2月8日	4.89	0.00	4.89
	白菜	関和久字 瀬 知 房	平成25年2月15日	0.00	0.00	0.00
	ほうれん草	泉 崎 字 十 軒 前	平成25年2月7日	4.19	3.93	8.12
	ほうれん草	関和久字 富 内	平成25年2月7日	0.00	0.00	0.00
イモ類	じゃがいも	泉 崎 字 根 岸	平成24年8月末	0.00	0.00	0.00
	じゃがいも	関和久字 瀬 知 房	平成25年2月15日	0.00	4.09	4.09
果実	いちご	泉 崎 字 十 軒 前	平成25年2月7日	0.00	0.00	0.00
	いちご	泉 崎 字 愛 宕 山	平成25年2月14日	0.00	0.00	0.00
山菜	ふきのとう	路 瀬 字 三 ツ 屋 前	平成25年2月11日	0.00	0.00	0.00

※ しいたけについては、県でモニタリング検査を実施している出荷・流通販売品の検査結果は、一般食品の新基準値100ベクレル以内となっておりますが、原木しいたけ(露地)については新基準値を上回る数値となっているため、自家消費及び他の人に譲るなどの行為は自粛してください。

※ たけのこについては、しいたけ同様県の検査においては新基準値以下となっております。現在のところ村内1ヶ所の採取地を除き村の検体検査においても新基準値以下ですが、自主分析の基準(50ベクレル)を超える検体が出ているため、なるべく村の検査を受け、基準値を超えた場合は自家消費及び他の人に譲るなどの行為は自粛してください。

※ 村の放射性物質検査結果については、参考値であり、数値を証明するものではありません。

出典：泉崎村ホームページより

法人は風評被害等の影響を受け、出荷量および価格が原発事故前には戻らない状況にある。

2012年には作付予定の畑において反転耕⁹を行い、放射能の影響のない堆肥を投入し土壌の改善に取り組んでいる。今後3年をかけた取り組む予定である¹⁰。現在のところ作物への移行はほとんどなく、農地の線量は実施前の1/10～1/20に低下するという結果を得ている。また反転耕をしなかった畑においては、トラクターのロータリーで深さ30cm位までの土をかき混ぜ、土の体積に対するセシウム濃度を薄めることによって作物へのセシウム吸収・移行を抑制する方法でも試験栽培を行っている。さらに、セシウムの吸収移行率が高いといわれているブルーベリー栽培においても、セシウムの影響のほばない土とピートモスを入れた大鉢(直径60cm、深さ60cm)に植え付ける栽培方法に挑んでいる。

8 放射性セシウムの基準は1kgあたり「一般食品」100ベクレル、「乳児用食品」50ベクレル、「牛乳」50ベクレル、「水」10ベクレル。

9 セシウムのほとんどが集中する表層土とセシウムがほとんどない深層土を深さ30cmから40cm反転させて入れ替える耕運作業。

10 畜産環境技術研究所の実験圃場として、2012～2015年までの地力回復施肥設計技術にかかる開発実証実験を実施している。反転耕により、栄養分が多く含まれる表土層が土中深くに鋤き込まれ、地力低下を招くことが予想されることから、家畜排せつ物堆肥の施用による効果を検証する。さらにセシウム吸収抑制剤を活用するなどの吸収抑制技術を開発する。

表3 平成24年度「甲状腺検査実施状況及び検査結果について」

検査実施総数						
H23年度						
H24年度						
38,114人						
94,975人						
判定結果	判定内容		H23年度		H24年度	
			人数	割合	人数	割合
A判定	(A1) 結節や嚢胞を認めなかったもの		24,469人	64.2%	53,028人	55.8%
	(A2) 5.0mm以下の結節や20.0mm以下の嚢胞を認めたもの		13,459人	35.3%	41,398人	43.6%
B判定	5.1mm以上の結節や20.1mm以上の嚢胞を認めたもの		186人	0.5%	548人	0.6%
C判定	甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの		0人	0.0%	1人	0.001%
【判定結果の説明】 ・ A1、A2判定は次回（平成26年度以降）の検査まで経過観察 ・ B、C判定は二次検査（二次検査対象者に対しては、二次検査日時、場所を改めて通知して実施） ※ A2の判定内容であっても、甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断した方については、B判定としている。 ※ H24年度の検査結果は、平成25年1月21日発送分までの集計結果						
（参考）						
判定結果		H23年度			H24年度	
		人数	割合	計	人数	割合
結節を認めたもの	5.1mm以上	184人	0.48%	385人	538人	0.57%
	5.0mm以下	201人	0.53%	1,011人	413人	0.43%
嚢胞を認めたもの	20.1mm以上	1人	0.003%	13,383人	6人	0.006%
	20.0mm以下	13,382人	35.11%	13,396人	41,433人	43.63%

※ 結節、嚢胞両方の所見に該当しているケースも存在

出典：第10回「県民健康管理調査」検討委員会資料より



トラクターでの反転耕

「こころや」へ出荷する農家にとっても放射性物質による影響は深刻な問題であり、「こころや」での出荷量や売上にも影響を及ぼしているのである。

また法人で働く職員の家族にも放射性物質の影響が出ているとのことである。

福島県の「県民健康管理調査」検討委員会の調査によれば¹¹、0～18歳の子供を対象とした甲状腺の調査結果からは「5.0mm以下の結

節や20.0mm以下の嚢胞^{のうほう}を認めたもの」が43.6%（前年度は35.3%）にも達している。つまり4割におよぶ子供たちの甲状腺に異常が認められているのである。

特に精神障がい者の多くは、親の仕事の関係や、本人の環境変化への対応が難しいため避難できないという。そのためこうした障がい者を支える職員も残らざるを得ない。そうした中で、残った職員の家族の健康被害が問題となっている。

法人も、障がい者も、職員も、その家族も、そして地域の農家等も先の見えない厳しい状況下

において生活し、障がい者支援を行い、農業生産に取り組んでいる。リーマンショック以降、企業の下請け作業も大きく減少した。そこへ原発事故による影響を受け、さらに就労の機会を奪われることとなっている。しかし、それでもさまざまな事情により地域に残り農業に取り組まなければならない状況にある。

前出の農業担当A氏はいう。「すべての作物はこまめに放射性物質測定機で計測し、セシウムの量を確認することを大前提としています。そして、これらの取組みをこつこつ積み重ねることで風評被害もきっと払拭される、そう私たちは信じて毎日畑で作業をしています。」

2012年7月には東京都八丈島において精神障がい者を支援する「NPO法人八丈島ロベの会」の支援を受け、職員の子供たちを一週間ほど避難させる「福八子どもキャンププロジェクト」へ職員とその子供たちを参加させた。

11 2011年度から調査を開始し、調査対象地域は拡大している。2013年度は「会津若松市、いわき市、須賀川市、喜多方市、相馬市、鏡石町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、新地町」で調査する予定となっている。

5. 今後へ向けた取り組み

法人はこうした状況下において、今後、次の取り組みを目指している。

「エネルギー自給型地域ブランド農業再生への挑戦」として、①放射能対策として液肥を利用した農産物を生産し、ブランディングにより販路を拡大、②廃棄される野菜屑・食品残査となるシイタケの菌床・鶏糞と液肥等を原料とした堆肥づくり、③バイオガスプラントの研究（バイオガスプラントから発生する液肥の分析）、④バイオガスプラントから発生するメタンガスをハウスの熱源として利用、⑤有機野菜のブランド化と加工品の開発、販路の拡大（分析を含む）、⑥農業分野における障がい者・ニートを農業従事者とする人材育成などを計画している。

法人はこれからも原発事故に向き合い、挑戦しようとしている。それは自らの自立と地域の再生、原発問題を乗り越えていこうとするものである。

6. おわりに

当初、放射性物質の影響は少ないのではないかと予想し現地調査を行ったが、その予想は外れた。そこには東京の一般のメディアでは未だ報道されてない、拾いきれていない世界があった。

通常であれば、今後の取り組みについての提言などをするところであるが、未だ原発問題が収束する目途が立たない状況ではできない。現地の方々の想いとその行動を見守り、寄り添い、わずかばかりの支援をすることしかできない。自分の無力さと、歯がゆさを感じざるを得ない。

だが最後に、当該法人が農業分野における先進的なモデルであることを確認して本稿を締めくくりたい。

それは一般には障害者自立支援法等の社会保障制度によって社会から支えられているはずのこうした障がい者施設が「地域の農家・業者や高齢者にとってなくてはならない存在になっている」ということである。これまで筆者はさまざまな事例¹²を紹介してきたが、法人の役割は単に農産物という第一次産物を生産し、地域の耕作放棄地を守ることだけではない。直売所やカフェを運営することで①地域農家等の農産物の新たな販路開拓に貢献し、かつ②地域の農家や食品会社等との商品開発、③それらの販路開拓に繋げていることである。さらには④移動販売による地域の高齢者の買い物支援、⑤地域の人々が集う場を提供することである。

つまり、六次産業化への取り組みが、農家等にとって苦手な販売先の確保、地域ブランドの開発、買い物支援、コミュニティづくりに繋がっているのである。

このような第二次産業および第三次産業へ、いわゆる六次産業化への取り組みが全国に広がることで、全国の障がい者施設が「地域を支える地域にとってなくてはならない存在となる」ことを期待したい。我々はこれからも、法人に注目しかつ法人からさまざまなことを学ばなければならないであろう。

<参考文献>

- (1) 金子鮎子「ふるさとの恵みを売る福島の人々」『働く広場』、2012年1月、pp. 20-25
- (2) 農林水産政策研究所『「農業分野における障害者就労と農村活性化」に関する研究』実態調査報告書（2009年度・2010年度実施）、pp. 13-21
- (3) 社会福祉法人こころん「こころん通信」
- (4) 社会福祉法人こころん「事業計画書」

12 濱田健司『共済総研レポート』No.119（2012年2月）、No.120（2012年4月）等を参照。